

**高齢者・住民税申告者などを対象に、申告会場を開設**

盛岡税務署では、e-Taxや郵送での確定申告を利用できない方を対象に、平成30年2月16日から3月15日までの平日に、確定申告書作成会場を盛岡駅西口のアイーナに開設します。

これに伴い、町では例年同様、高齢などのためにアイーナ会場に行くことができない方やe-Tax、郵送を利用できない方のうち、申告内容が複雑でない方や住民税の申告をする方を対象に、確定申告書作成会場を7ページのとおりに開設しますのでご利用ください。

**収支内訳書作成相談会  
2月1日から8日まで**

町の会場で所得税の確定申告書を作成する白色申告の方、また、住民税の申告をする方で、事業所得（営業・農業など）や不動産所得を有する方を対象に、収支内訳書作成相談会を2月1日から2月8日まで開催します（収支内訳書作成相談会では、確定申告書を受け付けません）。

左ページの日程表をご確認の上、過去2～3年分の収支内訳書の控え（控えがないと減価償却費の計算が行えません）、収支計算に必要な帳簿や伝票など収入支出の分かる関係書類や筆記用具、計算機などをお持ちください（帳簿や伝票

は収入と経費の科目ごとに分けるなど、事前に分類してご来場ください）。

なお、収支内訳書作成相談会は、青色申告の方は対象外です。

**利用者識別番号をお持ちください**

アイーナ会場や役場会場で申告した方の場合「利用者識別番号」の確認などに申告書などの控えや税務署から送付されるはがきを使用しますので、お持ちください。

**e-Taxで自宅から確定申告するには**

確定申告を気軽に自宅で行う方法としてe-Tax（電子申告）がありますのでご利用ください。

**◆準備するもの**

- ① インターネットに接続できるパソコン
- ② 電子証明書

電子証明書はマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードに格納されています。

**「マイナンバーカード」**

申請から交付まで1～2カ月かかります。

カードの取得方法についてお問い合わせは、役場住民課戸籍住民係（☎6111-2502）へ。

**「住民基本台帳カード」**

発行は終了していますが、発行済のカードに電子証明書を格納している場合は、電子証明書の有効

今年も確定申告の時期が近づいてきました。確定申告は、昨年1年間にあった所得について最終的な報告をすることで、正しく課税し納税するための大切な手続きです。申告の必要がある方は、忘れずに期限内に申告してください。

**（申告書の提出期限は3月15日です）**



**申告の準備はお済みですか？**

**—期限内に忘れずに申告しましょう—**

## 平成29年分からの 医療費控除の改正について

平成29年分の確定申告から医療費控除を受ける場合には、「医療費控除の明細書」を提出すると「医療費の領収書」の提出または提示は不要となりました。

「医療費控除の明細書」には、「医療費を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。なお、明細書の用紙は、国税庁ホームページからダウンロードするか、役場1階税務課賦課係の窓口で取得することができます。

※「医療費の領収書」は、5年間自宅などで保管する必要があります。所定の事項が記載された「医療費通知」(医療費のお知らせなど)を提出する場合は明細書の記載や領収書の保管を省略することができます。

期限まで利用できます。

※カードについてのお問い合わせは、役場住民課戸籍住民係(☎611-2502)へ。

③ICカードリーダーライター

家電量販店などで購入できます。

「e-Tax用」とお尋ねください。

◆利用可能時間

平成30年1月15日(月)午前8時30分から3月15日(木)まで24時間利用できます(メンテナンス時間を除く)。

◆問い合わせ

詳しくは、盛岡税務署(☎622-6141)へ。または国税庁e-Taxホームページをご覧ください。

## 申告にあたっての そのほかの注意点

申告にあたっては、次の点についてもご協力をお願いします。

○複雑な内容のため、自分で収支内訳書や申告書を作成することが難しい方は、税理士へ相談しましょう。

○申告は定められた書面で行うことにより有効となります。電話や手紙などによる申し出では、申告を行ったことになりません。

○郵送での住民税申告を希望する方は、82円切手を貼った返信用封筒を同封の上、住民税の申告書用紙を役場税務課まで郵送で請求してください。

◎事業所得(営業・農業など)、不動産所得のある方

## 収支内訳書作成相談会

◎会場：役場4階大会議室

※確定申告は受け付けしません

	午前の部 9時～11時	午後の部 1時～3時
2/1(木)	広宮沢1～2区・流通センター 新田1～2区・矢巾1～3区	城内・煙山 南煙山・下北
2/2(金)	上赤林・下赤林・矢次	南矢幅1～7区・南昌
2/5(月)	西徳田1～2区 東徳田1～2区	間野々・土橋・北郡山
2/6(火)	高田1～3区・藤沢	舘前・和味・室岡
2/7(水)	岩清水・太田	桜屋・白沢
2/8(木)	行政区指定なし	

## 申告書にマイナンバー の記載が必要です！

所得税および復興特別所得税の確定申告書などの各種申告書や法定調書などは、**①マイナンバーの記載、②本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。**

なお、本人確認書類は、①マイナンバーカード、②マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カードと運転免許証など本人確認ができるもの、となります。

＜役場やアイーナで申告する場合＞

申告する方の「マイナンバーカード」、または「通知カード+運転免許証など」をお持ちください(代理の場合は写し)。

＜申告書を郵送する場合や、役場の提出ボックスに投函する場合＞

申告する方の「マイナンバーカードの写し」、または「通知カードの写し+運転免許証などの写し」を忘れずに同封してください。

確定申告書作成会場開設日は7ページに掲載